

新任役員必須セミナー選択講座・ガバナンス分野G

【Web】近時の企業不祥事から学ぶ

役員の実任と『ガバナンス』を機能させる視点

平時の意識・取組みが有事に問われる、責任を左右する — 内部統制・リスクマネジメントをいかに活用するか

配信期間

2026年9月7日(月)～2026年10月15日(木)

次の配信期間は Web サイトをご確認ください

申込期間

2026年9月18日(金)まで

受講料入金期限

2026年9月25日(金)

対象：取締役・執行役員など新任役員とその候補者、経営幹部、法務部門・コンプライアンス部門の方々

不正会計、品質不正事案、情報漏えい、労基法違反など、企業の不祥事は後を絶たず、業績に大きな影を落とすケースも目立ちます。不祥事対策というと、どうしても有事の対応ばかりが注目されますが、実は平時の健全なガバナンスの構築こそが、不祥事抑止、早期発見、早期の信用回復、そして経営陣の身を守ることにほかなりません。同じような不祥事を起こしても、それを機に強くなれる企業と倒れてしまう企業とでは何が違うのでしょうか？本セミナーでは、近時の事例を読み解くことで、今の会社役員にはどのようなリスクがあるのかを知った上で、持続的成長に必要なアクセルとブレーキ両面によるガバナンスとは何か、そのためにはどのような内部統制を実践すればよいのか、コストではない前向きなリスク管理とは何かについて、大手企業の社外取締役・社外監査役を歴任し、コンプライアンス経営の最前線に立つ講師が、最新の事例を交えながら解説します。（詳しくは裏面をご覧ください）

● 講師 ●



山口利昭法律事務所 代表弁護士

山口 利昭氏

大阪大学法学部卒業。1990年弁護士登録、竹内・井上法律事務所へ入所後、1995年に山口利昭法律事務所を開設。会社法、金融商品取引法、企業会計法関連など企業法務分野を担当。不正調査業務・企業価値算定に関わる業務も専門。変化の早い現代の最新動向を研究しながら、スピード経営、リスク管理、透明性ある経営の調和を考え、コンプライアンス経営の実現を目指す指導には定評がある。2005年から、ブログ「ビジネス法務の部屋」を開設。企業コンプライアンスや内部統制等、「企業価値と法」に関わる最新的话题を扱い、弁護士から法務担当者、経営層など幅広い層の支持を得る。大手企業の社外取締役も務める。日本ガバナンス研究会理事、日本コーポレートガバナンス・ネットワーク理事。

[主 著]

「内部通報・内部告発その光と影」(2010年・経済産業調査会)、
「不正リスク管理・有事対応」(2014年・有斐閣)、
「ビジネス法務からみた会社法改正」(2014年・レクスネクシス)、
「実効的な内部通報制度」(2017年・経済産業調査会) 他、共著書、論文等多数

● 分野 ●



役員・経営幹部

● 主催 ●

株式会社みずほ銀行 法人業務部
みずほセミナー担当

TEL 03(6808)9073

● 開催形式 ●

Web（オンデマンド配信）セミナー

※視聴時間：約190分

※視聴可能期間：お申込み時にお選びいただいた配信期間内（上記参照）にて、動画視聴ページログインから最長14日間

● 受講料 ●

MMOne ゴールド会員

34,100 円

(うち消費税 3,100円)

MMOne シルバー会員

36,300 円

(うち消費税 3,300円)

左記会員以外

40,700 円

(うち消費税 3,700円)

★お取消等については、裏面のご利用要領をご覧ください。

★ご視聴用IDと教材テキストデータにつきましては、ご入金後5営業日以内にご案内いたします。

★上記はすべて受講者お一人さまの受講料です。IDの使い回し、複数名での視聴等は著作権法等違反となる可能性がありますので、厳にお控えください。

★MMOne 会員企業さまの場合、「ゴールド会員」「シルバー会員」価格にてお得にご利用いただけます。

MMOne (MIZUHO Membership One) とは、みずほの法人向け会員制サービスです。

動画配信、経営相談、各種媒体・割引提携サービスなど、様々なビジネスシーンでご活用いただける利便性の高いサービスをご用意しております。

詳しくは Web サイトをご覧ください <https://www.mizuhosemi.com/mmone/index.html>お申込みはWebサイトからどうぞ
セミナー最新情報もご覧いただけます

みずほセミナー

🔍 検索

<https://www.mizuhosemi.com>

※ご利用要領は裏面をご覧ください。

※同業の方のご利用はご遠慮ください。

講義内容

1 近時の企業不祥事例からみた取締役等の責任問題

- (1) 不正予防だけでなく・不正発見に向けた対策を
- (2) 組織の構造的欠陥をなくす
- (3) 「説明責任」「開示」「対話」は誠実に

2 ガバナンスへの関心が高まる中で、役員の実任根拠は変化している

- (1) 法的責任は問われなくても経営責任は問われる時代
- (2) 平時からの取り組みこそ重要

3 コーポレートガバナンスを構築・実践するにあたり企業が留意すべき点

- (1) CGは手段、目的は価値向上
- (2) しゅみ・体制を作る側と「やらされる」側のギャップが見えているか
- (3) やるべきことの積み上げ発想からの転換 — 「やらない」項目のマネジメント
- (4) ガバナンスの「攻め」と「守り」は一体で考える

4 ガバナンスを機能させる視点 — 内部統制を見直すことが重要

- (1) 「総論賛成、各論反対」となる内部統制運用の実際
- (2) なぜ経営者が内部統制に関心を持たねばならないのか
- (3) 欧米と異なる日本の規制当局の手法を理解せよ

5 企業にとって実益のある「ガバナンスと内部統制の関係性整理」

- (1) 「コーポレートガバナンス」の意味合いの変化
- (2) 「内部統制論」の企業実務における深化

6 リスクマネジメントへの全社的取り組み — 組織の構造的欠陥へ高い関心を

- (1) 考えるべきは欺詐リスクではなく提訴リスク
- (2) 不正実行者よりも不正を見抜けなかった組織に世間の関心が向く
- (3) 「平素から内部統制整備・運用に留意していた」と弁明できるか

7 内部統制・リスクマネジメントを経営に活かすヒント

～風土を変え、現場を動かすための実践例

※最新の動向により、上記内容等の一部変更させていただく場合がございます。

※プログラムの無断転用はお断りいたします。

ご利用要領

- ① みずほ Web セミナー（オンデマンド配信）（以下、「本セミナー」といいます）は、お申し込みを受け付け後、折り返し電子メールで請求書をお送りします。
- ② 受講料は、請求書に記載の金額を、同請求書記載の入金期限までに指定口座へお振り込みください。領収書の発行は省略しております。なお、振込手数料はお客さまのご負担となります。
- ③ ご入金を確認後、原則5営業日以内に、お申込ページでご入力いただいたお申込手続者さまのメールアドレス宛に、動画視聴用 URL・ID・パスワード・講義資料ダウンロード用 URL 等を記載した参加証をお送りします。一部のセミナーでは講義資料を郵便または宅配便にてお届けする場合がございます。ご入金前の参加証の発行はいたしかねます。
- ④ 講義資料のダウンロードには、回線状況等により時間がかかる場合がございます。余裕を持ってダウンロードをお済ませください。ダウンロード回数制限は5回です。
- ⑤ キャンセルをご希望の場合は、セミナー担当（mzh.seminar@mizuho-bk.co.jp）まで電子メールでご連絡ください。なお、受講料ご入金後のお客さまのご都合によるキャンセルは承っておりません。受講料入金期限までにご入金を確認できない場合は、お申し込みをキャンセルとさせていただきます。
- ⑥ 視聴可能期間の延長はお受けいたしかねます。
- ⑦ 動画視聴用 URL に同時重複アクセスはできません。セミナーのご視聴は、受講者ご本人さまに限りです。
- ⑧ 反社会的勢力と判明した場合には、本セミナーの受講をお断りいたします。
- ⑨ お申込等で取得した個人情報等は、当社の定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に管理します。
- ⑩ 本セミナーの録音・録画・画面撮影・キャプチャー・インターネットへのアップロード、講義資料・スライド・教材の無断複製や共有等の行為を固くお断りいたします。これらの行為が発覚した場合、当社は損害賠償請求等の法的措置を講じる場合がございます。
- ⑪ 本セミナーで配布または提示される資料、スライド、映像、音声等の著作権・知的財産権は、当行または講師その他権利者に帰属します。受講者は、事前の許諾なく、これらを複製、転用、配布、公衆送信、改変等することはできません。
- ⑫ 本セミナーの受講に必要な環境（パソコン等のハードウェア・ブラウザ等のソフトウェア・通信回線等）は、お客さまご自身の責任とご負担でご準備・維持をお願いいたします。
- ⑬ 諸般の事情により開催を中止する場合がございます。中止の際には受講料を全額返金いたしますが、お振込時の手数料は返金できかねます。
- ⑭ 本要領は、必要に応じて当行が変更できるものとし、変更後はホームページ等で周知します。
- ⑮ 天災地変、交通機関の事故・遅延、感染症の流行、その他当行の責に帰さない事由によりセミナーの全部または一部が中止・変更となった場合、当行は受講料の返金以外の責任を負いません。
- ⑯ 本要領に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

みずほ銀行 セミナーのご案内は Web サイトでもご覧いただけます。
https://www.mizuhosemi.com